租税特別措置法施行令第五条の六の三第一項及び第二十七条の十二の三第一項の規定に基づく、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する法人を指定する件を廃止する告示

租税特別措置法施行令第五条の六の三第一項及び第二十七条の十二の三第一項の規定に基づく、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する法人を指定する件（平成二十五年農林水産省告示第一号）は、廃止する。

厚生労働省
農林水産省
経済産業省

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○農林水産省告示第七百四十九号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

別表関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号の項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第七百五十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、租税特別措置法第十一条の三第二項及び第四十四条の四第二項の規定の適用を受ける機械及び装置を指定する件（平成二十一年六月三十日農林水産省告示第八百六十号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

○経済産業省告示第五十六号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七第二項、第二十条の二第二項及び第二十二条の二十四第二項の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件（平成二十三年経済産業省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の五第五項」に改める。

第二条中「第二十七条の五第五項各号」を「第二十七条の五第六項各号」に改める。

様式中「第27条の5第5項各号」を「第27条の5第6項各号」に改める。

別紙第1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第三項及び第四項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

（事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶）

一　租税特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶（薬品タンク船を除く。）

イ　租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第五条の八第二項及び第二十八条第二項に規定する海洋運輸業　別表一に掲げる船舶

ロ　令第五条の八第二項及び第二十八条第二項に規定する沿海運輸業　別表二に掲げる船舶（環境への負荷の低減に著しく資する船舶）

二　法第十一条第一項の表第二号の下欄及び第四十三条第一項の表第二号の下欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資する船舶　別表三に掲げる船舶

別表一　外航船舶

番号	船
1	船 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶以外の船舶で、第一号から第二十五号までに掲げる装置、機器及び船型の全てを有している鋼船（第二十六号から第三十一号までに規定する船舶にあっては、それぞれこれらの号に掲げる機器及び装置を有しているものに限る。） 一　主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。）から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値以下となるものに限る。） ロ　電子制御型ディーゼル主機関 ハ　電気推進装置 二　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 三　電源自動制御装置 四　推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置 五　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 六　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 七　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの 八　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 九　機関室内火災探知装置 十　機関室内ビルジの高位警報装置 十一　船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置 十二　衛星航法装置 十三　自動操舵装置 十四　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 ロ　A重油専用発電機関